

結核入院治療依頼の手順

○感染性が高い結核の方は、入院治療が必要となります。次の表の「入院治療の対象」の方が、結核病棟の入院対象となり、感染症予防法の入院勧告および公費負担の対象となります。

		抗酸菌塗抹検査	
		陽性	陰性
結核菌 PCR検査	陰性	結核治療の対象にはなりません	
	陽性	入院治療の対象	外来治療の対象

入院治療の対象の場合



御担当医より、当院呼吸器内科医師あてに
電話をお願いします
入院の可否、入院日をお伝えします

TEL番号:0463-81-1771

月曜日～金曜日 9:00～16:00(年末年始、祝日を除く)



地域医療連携室あてに
「紹介票(結核)」と「診療情報提供書」を
FAXして下さい

FAX番号:0463-81-1785

入院までをお願いしたいこと

紹介元
医療機関の方へ

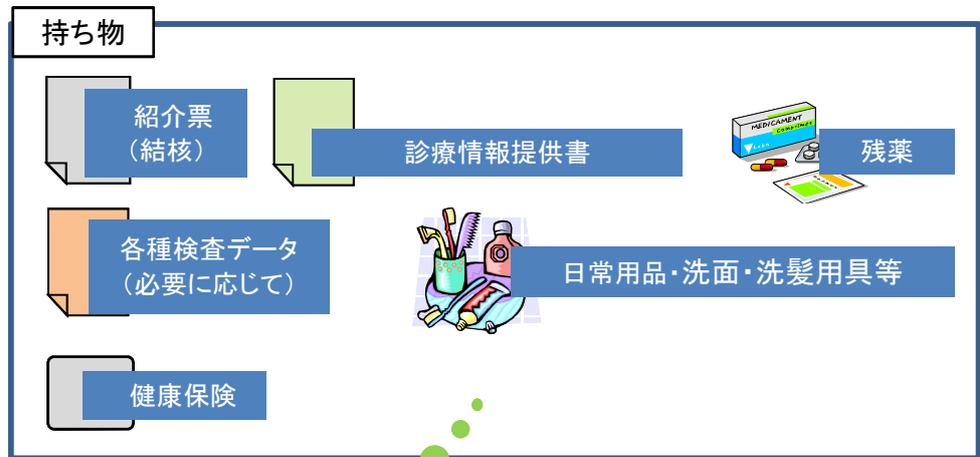
結核発生届を管轄の保健所に提出して下さい
(結核患者(疑似症含む)を診断した際に、直ちに届け
出る事となっています)

患者さんへ

- ・マスクの着用をしてください
- ・外出は控えてください
- ・入院の物品や留守中の準備をしてください
(入院期間が長期になることもあります。また、入院中
は外出が制限されますのでご注意ください)

入院日

入院日は、ご家族は初診受付におこしください
また、患者さんは直接、結核病棟に入ってください



◎日用品(ねまき、タオル、バスタオル、下着、滑りにくいはきもの、ティッシュ、おむつ等)



治療



退院



入院期間は、感染性がなくなるまでです。1か月ちよつとの方から、数か月にもなる場合もあります。平均して2~3か月はみておいたほうがいいですね

○入院医療費については、「感染症予防法37条の1」による医療費の公費負担が受けられます

○申請のために必要な書類については入院時に詳しく説明しますが、前もって用意しておきたい方は、ソーシャルワーカーあてにお問い合わせください

TEL番号:0463-81-1771

<ご注意>

- ・感染症予防法における菌陰性の基準を満たすと、退院となります
- ・退院後も、外来治療が必要ですが、結核病棟での入院継続はできません
- ・自宅退院の場合は、必要に応じて介護保険の申請など退院準備を治療中から行い、退院に向けた準備を整えます
- ・自宅以外への退院の方は、退院先ですぐに受入れができない場合は、今まで入院入所されていた病院や施設に一旦お帰りいただくこととなりますことをご了承ください